

令和4年度第2回習志野市都市計画審議会議事録

1 開催日時 令和4年7月28日(木)午前9時58分～午前11時23分

2 開催場所 習志野市庁舎5階 小委員会室

3 出席者

【会長】日本大学生産工学部 教授 廣田 直行

【副会長】習志野市議会議員 木村 孝浩

【委員】千葉工業大学創造工学部 助教 磯野 綾

習志野市農業委員会 委員 櫻井 茂雄

(公益社団法人)千葉県建築士事務所協会 宍倉 義昭

東邦大学理学部 准教授 柴田 裕希

千葉県行政書士会葛南支部 瀬戸川 加代

習志野商工会議所 副会頭 高橋 勝

習志野市議会議員 荒木 和幸

習志野市議会議員 市角 雄幸

習志野市議会議員 入沢 俊行

習志野市議会議員 関根 洋幸

公募委員 葛谷 弘美

公募委員 森嶋 準一

【事務局】都市環境部 部長 神崎 勇

都市環境部 次長 金坂 邦仁

都市計画課 課長 小松 暢之

都市計画課 主幹 大和久 恭広

都市計画課都市計画係 係長 藤井 健生

都市計画課計画指導係 梅田 麻衣子

都市計画課都市計画係 谷山 春菜

都市計画課都市計画係 福島 美波

【関係者】都市環境部 技監 齊藤 正弘

区画整理課 課長 齋藤 義之

区画整理課 主幹 石井 義弘

4 議題

- (1) 会議の公開
- (2) 会議録の作成等
- (3) 会議録署名委員の指名
- (4) 審議

諮問事項

諮問第1号議案 特定生産緑地の指定

- (5) 報告
 - ①鷺沼地区における都市計画の変更について
 - ②立地適正化計画策定に向けた取り組みについて
 - ③生産緑地地区の変更について
- (6) その他（事務連絡等）

5 会議資料

- (1) 会議次第
- (2) 諮問書綴り
- (3) 【資料1】鷺沼地区における都市計画の変更について
- (4) 【資料1-2】習志野都市計画の変更等に係る図書（概要）
- (5) 【資料1-3】公述の要旨と公述に対する市の考え方
- (6) 【資料2】立地適正化計画に向けた取り組みについて
- (7) 【資料3】生産緑地地区の変更について

6 議事内容（要約）

（廣田会長）

ただいまから、令和4年度第2回習志野市都市計画審議会を開会する。

ただいまの出席人数は14名である。よって本会議は成立した。

本日の会議は習志野市審議会等の設置および運営等に関する指針により原則公開となっている。ただし、内容により、公開非公開の判断が必要となった際は、その都度お諮りすることとするが、よろしいか。

（一同）

異議なし。

（廣田会長）

それではそのようにする。なお、本日の内容に、非公開事項になると思われる案件はない。

また、傍聴者については、定員に達するまでの間は入口でお配りした注意事項を守るようお願いした上で、随時傍聴希望者の入室があることをご承知おきいただきたい。非公開となった場合は、指示に従っていただく。

次に、日程第2「会議録の作成等」についてお諮りする。

議事録について、これまで通り、署名をいただく会議録については全文記録、いわゆる逐語式で作成するものとし、公開する議事録については要点筆記とし、会議名、開催日時、開催場所、出席者氏名、審議事項、会議内容、発言委員名、および所管課名を記載した上で、市ホームページおよび市役所グランドフロアの情報公開コーナーにおいて公開したいと考えるが、これに異議はないか。

(一同)

異議なし。

(廣田会長)

異議なしと認めて、そのように取り扱うことに決定した。

続いて、日程第3「会議録署名委員の指名」についてお諮りする。

議事録の作成にあたって、正確性、公正を期すため、会議録署名委員を私から指名したいと思うが、異議はないか。

(一同)

異議なし。

(廣田会長)

異議なしと認める。

それでは、名簿順で柴田裕希委員と瀬戸川加代委員を指名する。

続いて日程第4「審議事項」に入る。

それでは、事務局より、諮問第1号議案「特定生産緑地の指定」について、説明をお願いする。

諮問第1号議案「特定生産緑地の指定」

(大和久主幹より資料に基づいて説明)

(廣田会長)

ただいまの事務局からの説明について、ご意見ご質問等をいただきたいと思うが、いかがか。

無いようなので諮問第1号「特定生産緑地の指定」については、原案のお

り意見のないものとして決定したいと思うが、よろしいか。

(一同)

異議なし。

(廣田会長)

異議なしと認める。

それでは諮問第1号「特定生産緑地の指定」については、原案の通り、意見のないものとして決定した。

以上で本日の審議を終了する。

続いて日程第5「報告事項」に入る。

報告事項1「鷺沼地区における都市計画の変更について」事務局から説明をお願いします。

報告事項1「鷺沼地区における都市計画の変更について」

(藤井係長より資料に基づいて説明)

(廣田会長)

ただいまの説明について、ご意見ご質問等を承る。いかがか。

(櫻井委員)

1点教えていただきたい。将来の鷺沼地区の都市計画のあるべき姿として、土地利用計画案に住宅ゾーンや商業ゾーンが描かれているが、現在生産緑地に指定されている土地を含む農地について、例えば農業ゾーンのようなエリアを土地利用計画案に盛り込む必要性について、考えを教示願いたい。

(石井主幹)

現在鷺沼の土地区画整理事業で検討中の土地利用計画図案は、広報とホームページに掲載している。その中で、農業をしている方から今後、生産緑地の指定や、農業を続けたいという希望が出てきた場合、土地利用に反映出来ていないのではないかということだと思うが、現在、農業を継続する意向を持つ方の把握を進めており、最終的には、営農環境の整備について十分配慮した土地利用計画になっていくものと考えている。また、農業継続される方の状況によって、今櫻井委員の発言にあった農業ゾーンのような集合農地等が必要となれば、今後、土地利用計画に反映していくものと考えている。

(廣田会長)

その他いかがか。

無いようなので、報告事項1「鷺沼地区における都市計画の変更について」を終了する。

続いて、報告事項2「立地適正化計画策定に向けた取り組みについて」事務局より説明をお願いします。

報告事項2「立地適正化計画策定に向けた取り組みについて」

(谷山主任技師より資料に基づいて説明)

(廣田会長)

ただいまの説明について、ご意見ご質問等をいただきたいと思うが、いかがか。

(入沢委員)

2点伺いたい。17ページ誘導施設のところで、教育施設として、鷺沼地区に小学校の印がしてあるが、6,800人のまちを作るということで、保育所や幼稚園、こども園、そういった施設は、この計画にどのように位置づけるのか伺いたいのが1点。それと、次の18ページのゾーンのところで、UR都市機構の再生ビジョンというものがある。袖ヶ浦URの団地で、まさにこの計画が進んでいるところだが、具体的にどういったことが関係してくるのか教えてもらいたい。

(藤井係長)

まず1点目の保育園等の保育関連の施設が、この計画の中でどういった位置付けをしているのかということについてだが、誘導施設としては、この保育園、幼稚園、子育て支援施設というものの位置付けはしていない。

この誘導区域の中に保育施設、子育て支援施設を位置づけることによって、そこに市としてその施設を誘導していく形になるが、この前段で、本市の現状分析を行った結果、現状の施設の立地状況を見ると、市内に分散立地しており、それぞれの施設の人口のカバー率が非常に高い状況である。なので、あえて拠点の中に誘導施設として、この施設を位置づける必要はないだろうという判断をして、この誘導施設の中に子育て支援施設として保育園や保育施設の位置付けは行っていない。

そして2点目の質問にあった18ページの誘導施策の中で、ゾーンの居住誘導区域内のURの団地再生事業の関連の話については、UR都市機構が行っている「賃貸住宅ストック活用・再生ビジョン」というものに基づいて今団地の再生事業、特に袖ヶ浦団地の再生事業が進んでいるところである。こちらについては、団地再生を進めていく上で、住宅市街地の総合整備を図っていくという計画もあるので、この計画の中に袖ヶ浦団地の再生を位置付けておくことで、袖ヶ浦団地の活性化、新たな定住が見込まれることによって、この居住誘導区域の中における誘導施策になってくると考えている。

(入沢委員)

保育関係の施設については鷺沼地域に誘導しないということか。

(廣田会長)

これは生活拠点の中に、鷺沼地区を入れるという表現でよろしいか。

(藤井係長)

そうである。

(廣田会長)

鷺沼地区のことではなくて、生活拠点の中に鷺沼地区が含まれているという位置付けである。鷺沼地区のことだけを表しているものではないという、市全域の生活拠点という区分の中に鷺沼地区を含んでいるという表現である。

(入沢委員)

そうすると、鷺沼地区にとって必要かどうかということだと思ったが、そういう理解ではないということか。

(藤井係長)

私の説明が一部不足していた部分もあるので説明させていただく。17ページの表の中で、生活拠点としているのは、市内に全部で7つの拠点を設定しており、そのうちの1つの鷺沼地区を生活拠点の中に位置付けているものになる。

入沢委員が質問になっているのが、鷺沼地区に新しいまちができる中で、子育て支援に関する保育施設等を位置付けないことがどうなのかという趣旨だと思うが、それについては先ほど申し上げたように、他の地域、市域全体を見たときに、この生活拠点だけではなく地域拠点、広域拠点を含めて全体的に見たときに、あえて拠点の中に持ってこなくても人口カバー率が非常に高い状況で

あるということで、誘導施設には設定していない。

ただ、この鷺沼地区の中に今後新しいまちができて、子育て支援施設を必要とする方々も恐らくは住んでくることになろうと思うので、その辺については、今後の状況を見ながら、誘導施設として位置付けはしないものの、その適正な配置について検討していくことになってくると思う。

(入沢委員)

URについて、新たな居住を誘導するという趣旨の説明があったと思うが、袖ヶ浦団地の再生については住居を増やすということについては聞いていない。その辺についてはどのように把握されているのか。

(藤井係長)

袖ヶ浦団地については、新たに居住戸数を増やしていくということではないと伺っている。居住誘導区域は、新たに居住を誘導していくというよりは、一定エリアの中で人口密度を今後も維持していく、本市の場合はすでに人口密度の高い状態なので、現状を維持していくという観点で、居住誘導区域の考え方を整理している。袖ヶ浦団地については、新たに戸数を増やして人を呼び込むというよりは、現状の袖ヶ浦団地という既存の団地を新たに団地再生事業として生かした中で、現状の生活コミュニティ・生活サービスが維持できるように、新たに居住誘導していくという考え方で整理をしている。

(廣田会長)

ではその他。

(荒木委員)

5ページに、新たな防災拠点の設置ということで書かれているが、これは先ほどあった、鷺沼地区の公園内に秋津や香澄で被害に遭われた方が避難できるような施設を作るという理解でよろしいか。

(藤井係長)

そのとおりである。鷺沼地区の中に新たな防災拠点を設置する。国道14号より南側の地区については、高潮の発生による浸水や、あとは3月に千葉県から洪水の想定浸水が新たに発表されており、その中でも洪水による浸水が発生する可能性があるかと公表されている。そういったものも含めて、万が一浸水の被害が想定される場合に、避難場所として受け入れができるような整備を、この立地適正化計画の中でも、防災拠点として位置付けておこうという考え方で

記載している。

(荒木委員)

私も高潮は議会でもずっとやってきているので、素晴らしいことだと思っているが、一方で、表に明確に計画等に位置付けられるのは初めてになるのではないか。この公園に他から人が避難してくるという機能があるということは、鷺沼地区では十分説明をされているのか伺いたい。

(石井主幹)

公園の整備については、具体的にどのような防災機能を持たせるか、また、どういう施設が必要なのかをこれから詰めていく。今のところ、この土地に近隣公園を設けて、隣地に小学校を設置することで、防災機能を高めるところまでは考えている。今後、公園の整備にあたっては、設計等の中で検討を進めていく。当然必要となってくるものは、整理できればと考えている。

(荒木委員)

そこで気になっているのが、土地利用計画等では、既にこういう形で位置付けていて、鷺沼地区ではまだ説明をしてないという、片手落ちの状況が今発生していると思ってしまう。

公園の持つ防災機能について、鷺沼の人たちがここまで細かく見ているのかどうかはわからないが、私は作るべきだし、鷺沼の人たちだって反対するようなものではないとは思っている。しかし、こちらでこういう形で入れていくのであれば、当然鷺沼の方でも説明をしていかななくてはいけないことだと思うが、そこはいかがか。

(石井主幹)

近隣公園の整備について、防災拠点として防災機能を持たせた公園を整備をするということで話をしており、その中で鷺沼の地権者、もしくは周辺の説明の中でも、防災公園や防災機能について説明している。ただ具体的にどういうものか、詳細にはまだ説明はしていない。

(荒木委員)

繰り返しになるが、どういうものが説明してないにもかかわらず、ここにはもう新たな防災拠点、いわゆる高潮からの防災拠点と書かれている。だから、こちらに明記をされている以上、そういった説明ももうしていかなければいけないのではないかという質問だったわけだが。

(小松課長)

補足になるが、先ほども説明したとおり、前回の審議会の後、4月29日および30日に鷺沼市街化調整区域内の地権者を対象とした説明会、また、6月24日25日には、市民への説明会を行った。この中で、この近隣公園の位置付けとして、防災機能を持っており、埋立地域からの避難路として都市計画道路3.4.24号線を整備すること、また、近隣公園と新たに整備をする小学校は併せて防災機能とした土地利用を図っていくという説明はした。

(荒木委員)

承知した。少し安心はしたが、どう進めていくのか。

(齋藤課長)

鷺沼の土地区画整理事業については、周辺にお住まいの方々にも十分周知していかなければいけないだろうということで、今現在の土地利用計画図案については、鷺沼地区や、鷺沼台あるいは袖ヶ浦のまちづくり会議で説明をしている。その中で、今回整備する近隣公園、それから隣接する小学校、こちらについては、一時避難場所の機能や避難所の機能といったところの防災拠点として整備を検討していると説明している。ただ、具体的にどういう施設を設置するか、どういう機能を有するかというところがまだ決まっていないので、市としてはそういう方向性でこのまちづくりを検討しているというところは説明している。

(荒木委員)

私たち第三者から見ると、防災拠点という範囲に入っていると考えるが、鷺沼に住んでいる人たちからすれば、ただの防災拠点なのか、自分たちの防災拠点なのか、場合によっては他の地域からいっぱい人が来るというのは違うと思う。だからそこは、ただの防災拠点と少し違うという部分は、しっかり説明していかなければならないと思う。

もう質問はしないが、私は聞いてはいたが、ここに防災拠点として明確に出てくるという中であってはもう説明していかなくてはいけない。詳しく説明していかなくてはいけない段階だろうと思う。そういった意味で、鷺沼地域の皆さんの立場になって説明していただきたい。自分たちが使う防災拠点と説明されるのと、外から避難する人が来るというのは地元の人にとっては大きな違いなので、そこは第三者視点ではなく、ちゃんと地元の人たちの気持ちに立ってやってもらいたい。

それからもう1つ、この居住誘導地域の考え方について、これはすごく大事

なことで、特に習志野市は工業地帯もまとまっており、住工分離のエリア分けが他の市町村に比べて出来ていると思う。以前も質問してきたが、ここで問題になっているのが、芝園茜浜地区の地区計画から漏れている地域。居住誘導区域からは外れているが、地区計画が未策定のために、極論、建てようと思えばマンションを建てられる状況が残っている地域がある。私はそれを何とかしたいとは思っているが、今現在の状況を伺いたい。

(藤井係長)

場所が詳しくわからない方もいらっしゃるかもしれないので、簡単に説明をさせていただきます。

本市の国道357号線より海側の地区については、文教福祉の考え方から、居住機能を排除しているまちづくりをしている。なので、国道357号線や京葉線より南側の地区には、現状、定住人口はほとんどおらず、産業業務系のまちづくりが進んでいる。それを担保するために、地区計画制度という制度を用いて、居住系、定住機能を持つ、住居系の建築物を抑制しているところになる。

先ほど荒木委員がおっしゃったように、茜浜1丁目という地区のある一定の区画に関しては、現状で地区計画が未策定の状況である。なので、当然この地区については、市の理念としては住居系の建築はしないでもらいたいと窓口での指導はしているものの、法的には用途地域が準工業地域のため、建てようと思えば現状では建てられてしまうという状況になっている。

そういった中で、本市としては、その地区計画が定まっておらず、現状用途地域の制限しかない状態の区域についても、本市のこの考え方を守っていくために、住居系の建築物立地の抑制するための地区計画制度の策定に向けて、今地権者の皆様と協議をして、策定に向けて取り組みを進めているという状況になっている。

質問にあった進捗状況については、現状としては、前回と同じく、当然地区計画が策定されると地権者の土地に利用の制限が加わるものになるので、地権者に十分な説明をしながら、合意形成に努めている状況である。

本市としては、地区計画制度の導入に向けて、前向きに取り組みを進めていきたいと考えている。

(荒木委員)

もう一步踏み込むと、合意形成とはどこまで行ったら合意形成になるのかという話で、端的に言うてしまうと、マンションを建てられる方が、当然土地の価値は上がるので、反対している人が賛成に転じるということは、基本的に私はあまりありえないと思う。一方で今後、世代交代等が進む中で売却されてし

もう可能性は非常にある。そう考えた場合に急がなければいけないだろうというのが1つと、ではどこまで合意ができれば、その地区計画がかけられるのか。極論、地権者が反対していてもかけなくてはいけないところはかけなくてはいけないと思うし、そのボーダーラインをどのように考えているのか伺いたい。

(藤井係長)

明確にお答えはできないが、地区計画制度を定めるにあたって、地権者の同意率が何%、あるいは何分のいくつ必要という法的な決まりはない。

なので、理想で言えば100%に近い形で地権者の同意を得た中で、地区計画制度を用いた制限、まちづくりをしていくのが理想になる。ただ、制限がかかること、将来の土地利用に制限がかかることについて懸念を持っている方もいらっしゃる。

そういうことで、本市としては概ね8割を目標にはしているが、この8割という数字は、明確な根拠が何かあるというものではなく、概ね8割の合意を目指して今進めているというところになっている。

(荒木委員)

8割とはかなり高い数字だと思うが、今現在、何割ぐらいの方が合意されているのか。

(藤井係長)

今年度の頭の数字で約8割の方に同意はいただいております、現状の操業環境を守っていきたいという強い意向を持った方が、ほとんどを占めているという認識でいただければと思う。

(荒木委員)

あえてちょっと踏み込んだ発言させていただくが、一部の方が強硬に反対されているというのは聞いている。それこそこの立地適正化計画という、まさにそこにピンポイントにあてる計画を立てるのだから、これをひとつ機会として、地区計画の網をかけることを前向きに想定していただきたい。というのも、個人の権利と言っても、茜浜にマンションが建ったら市としてどうするのか。小学校やその通学路をどのように確保して、その人たちにどう保障を提供していくのかという話になってしまう。今後売却等が下手をすると起きてくる時期に差しかかってくると思うので、これはひとつ、このタイミングで、真剣に考えていただきたい。

(廣田会長)

要望として記録に留めていただきたい。その他いかがか。

(市角委員)

目標値の設定が20ページでされており、例えば人口密度を上げていくとあるが、今後具体的な対策をやるのか、それとも、次のページに載っている届出制度がかかるから、自然的に人口密度が上がっていくという考えなのか。どういう想定をされているのか、お伺いする。

(藤井係長)

目標値の設定の考え方について説明をさせていただく。この居住誘導区域の人口密度を例にとって説明すると、現状、令和16年の目標値がヘクタール当たり122.3人以上という設定をしている。これは現状値から確かに人口密度が高い状態になっているが、これについては、令和16年に向かって人口推計をしている中で出てきた人口密度がこの122.3人/ヘクタールという数字になっているので、本市の立地適正化計画の考え方として、その現状を維持する形、現状で推計されている人口密度以上になるように目標値を設定しており、今の段階では新たに人口を増やすための施策を持ってきて人口密度を高めるといような考え方で設定はしていない。

(市角委員)

そうすると、例えば他の地域だと立地適正化計画をやると、人を集めるために固定資産税の優遇等をしているが、習志野市の場合は、一切そういう対策はやらずに、自然の今の推計のままがいいということで目標値を設定しているという考えでいいか。

(藤井係長)

おっしゃる通りである。特に税制の優遇等、具体的な居住を誘導するための新たな施策を、この立地適正化計画の中で新たに策定して、推進していくということはない。

(廣田会長)

その他いかがか。

(磯野委員)

20ページ5番の、低未利用地等の既存ストック活用の中に、項目上は空きビル空き店舗空き家と書いてあるが、それに対しての数値目標がないということは、地域の防災や防犯といった大きな問題に発展するような、いわゆる特定空き家のようなものが、習志野市ではまだ問題顕在化していないという観点から、こちらの目標値の中には具体的に入っていないといった認識でよろしいか。

(藤井係長)

おっしゃる通りで、特に現状分析をしていく中で、空き家、空きビル、空き店舗といったところの問題は、現状では顕在化していないということもあり、この目標値の中では掲載はしていない。

(磯野委員)

もう1点よろしいか。

今回の立地適正化計画、コンパクトアンドネットワークというところで、ネットワークの考え方も重要になってくるかと思う。3ページと、居住誘導区域に関係している部分の18ページに、ウォーカブルなネットワークづくり、あるいは居住誘導区域、都市機能誘導区域におけるウォーカブルで車との共存を図ったまちなか整備といった文言がある。すでにJR津田沼駅や新津田沼駅周辺では、市でウォーカブルの取り組みを進めているということは承知している。もちろんその地域に合わせたウォーカブルとは何かというところの整理は必要になるかと思うが、今後こういった取り組みを各地域にも広げていくとか、地域に合わせたバリアフリー等の交通施策的な取り組みに広げていく検討を今後進めていくといった認識でよろしいか。

(藤井係長)

ネットワークの中のウォーカブルの考え方について、今後の市の展望というところでお答えすると、今ご質問の中にもあったように、JR津田沼駅周辺については、今新たなまちづくりが今後動き出そうとしている中で、南北の回遊性というところを重きに置いてウォーカブルなまちづくりを検討しているところになる。

その他、市内全体ではどうかというと、ウォーカブルなまちづくりを具体的にこの地域でこういった事業を進めていくという現段階での展望はないが、本市自体がウォーカブル推進都市ということで、国の歩きたくなるまちなかづくりというものに賛同しているという状況もあるので、例えば、今後予定している鷺沼地区の新たなまちづくりの中で、歩きたくなる、安全性、快適性を追求

した歩行者動線等については、今後検討していけるものと考えている。

(廣田会長)

その他いかがか。

無いようなので、報告事項2「立地適正化計画策定に向けた取り組みについて」は終了する。

続いて、報告事項3「生産緑地地区の変更について」事務局から説明をお願いする。

報告事項3「生産緑地地区の変更について」

(大和久主幹より資料に基づいて説明)

(廣田会長)

ただいまのご説明について、ご意見ご質問等いただきたい。いかがか。

(入沢委員)

谷津第30生産緑地について伺う。行為制限が解除されたということだが、今後の土地利用については、どのような計画予定になっているのか。

(大和久主幹)

今後の活用については、共同住宅が建設される予定と伺っている。工事は10月に着工するという事なので、今後、工事が入ってくるかと思う。

(入沢委員)

それで大変気になるのが、奏の杜の人口が一気に増えて、周辺の小学校で、谷津小学校に小学生が通えなくて、この地域のお子さんが谷津南小学校まで通っているわけだが、学区等計画については、市の中での調整はもうされているのか。

(大和久主幹)

本件については、開発指導要綱に基づく事業ということで、この建築にあたっては各課と協議をし、協議書を締結した上で、建築がなされる事業である。

どちらの学区になるかまでは把握していないが、教育委員会と十分学区については協議した上で協議書を締結しているものということで認識している。

(入沢委員)

ちなみにこの共同住宅は何戸か。

(大和久主幹)

今の計画で93戸と伺っている。

(廣田会長)

その他いかがか。

(柴田委員)

質問とは違うが、今説明いただいた後半の鷺沼地区の話について、今まさに意向確認中で、この後も生産緑地の追加の指定が見込まれるという話ではあったが、この地域は周辺が非常に市街化しており、その中で非常に貴重な雨水浸透の面積確保できていた地域になる。この後市街化していくということなので、もちろん地権者の意向がないとできないので難しいところもあるかと思うが、雨水浸透できるような農地を残していけるよう、極力可能な範囲で生産緑地の追加指定を促進する工夫ができればと考えている。

特にすぐ南側に隣接する地域は、浸水の想定もされている地域である。数十ヘクタールの規模で、農地が消滅するということになる。今の雨水の排水の基準等も、降雨強度が5年確率で計算されている。今年も埼玉の方で非常に大きな集中豪雨があったが、ああいったものがこういった地域にも来ることはこれから十分想定されるので、今後の気候のことも考えて農地の確保について、できる範囲の工夫をしていただきたい。

(廣田会長)

雨水の問題等、十分、検討していただきたいということで要望として承る。

その他いかがか。

無いようなので、報告事項3「生産緑地地区の変更について」を終了する。

最後に、日程第6「その他」として、事務局から連絡等あれば願います。

(小松課長)

本日ご審議いただいた特定生産緑地地区の指定については、指定に向けて手続きを進めていく。

また、本日報告した鷺沼地区における都市計画手続きについては、この後、法定手続きに進んでいく。次回の審議会でご審議いただくことになろうかと思うので、よろしく願います。

さらに、立地適正化計画に向けた取り組みについては、パブリックコメント実施に向け、計画案の作成を進めるとともに、次回の審議会で意見をいただきたいと考えている。

(廣田会長)

ただいまの事務局の説明について、質問等あるか。

無いようなので、以上で「その他」を終了する。

本日の日程は以上となる。

これをもって令和4年度第2回習志野市都市計画審議会を閉会する。

7 所管課名

都市環境部 都市計画課

電話番号 047-451-1151 (内線271)